

## 滋賀県障害者プランの改定に係る小委員会等の実施状況

### 1. 目的

滋賀県障害者プランの改定にあたり、重点施策や障害福祉計画等について、現状を的確に把握したうえで問題点等を抽出し、問題解決に向けた取組の方向性を検討することなどを目的に開催。

### 2. 開催経過

分野	開催日	頁数
発達障害（※発達障害者支援地域協議会）	5月15日 7月27日	2頁
障害高齢（※障害高齢者支援研究会議）	5月25日	3頁
スポーツ（※スポーツ推進審議会）	8月7日	4～5頁
地域生活支援	8月18日	6頁
教育	8月23日	7頁
障害児支援	8月23日	8頁
文化・芸術	8月25日	9～11頁
就労（※障害者自立支援協議会）	8月28日	12～14頁
情報コミュニケーション	8月28日	15～17頁
地域包括ケアシステム・相談支援	8月31日	18頁
精神障害（※精神保健福祉審議会）	9月14日	19頁
	計12回開催	

### 3. 意見の概要

別紙「意見概要等」のとおり

## 意見概要等

※この概要はワーキングチームでの意見を事務局の責任で整理したものです。

### ○発達障害

#### 現状・問題点

- ・平成 27 年度滋賀県調査における「通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の比率」について、小中学校に比べ高等学校の数値が低いのは学校側が気づいていないだけではないか。何らかの支援を必要としている生徒は数値以上に在籍していると思われる。
- ・高等学校の場合、合理的配慮の提供は入学時保護者からの申出に依るのが現状で、入学後新規に支援を開始することは難しい。甲賀圏域等では、合理的配慮が必要な生徒の情報を高校に引継ぐ取組やサポートブックの普及が進められている。
- ・医療の現場では診療時間は限られており情報が不足している。
- ・発達障害者支援センターの来談者の約半分は、診断不明、未受診の方である。
- ・発達障害は、本人の特性と環境との相互作用によって社会的適応が変わりうる。
- ・企業、特に人事担当者の発達障害に対する理解が不足している。
- ・高校・大学卒業後に福祉的就労を考えるほど、自己理解（自己受容）や困り感がなく、その後困りどころが強まり挫折に直面するというケースが多い。
- ・切れ目のない支援ツールとして個別的教育支援計画があるが、当該計画が高校・大学においてどの程度活用されているのか疑問。

#### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

- ・中学校、高等学校の進路指導の場面で進路選択のアドバイスをできる人材を育成するなど教員の専門性の確保や教員の相談窓口としての外部支援機関の充実が必要。また、学校における合理的配慮について一層検討する必要がある。
- ・中学校と高等学校の連携や教育・福祉・労働の連携をより一層進めることで、義務教育終了後（中学校卒業後）の支援を充実させる必要がある。また、学齢期の支援者と成人期の支援者が地域で連携していくなど、高等学校卒業後に支援を継続できる方策も必要。さらに、高等学校への情報の引継ぎ等については、地域間、学校内、学校ごとの格差を解消していく必要がある。
- ・医療、福祉、教育等が連携し、学校や家庭の様子が医療の場に伝わる仕組みが必要。
- ・早期に医療や保健につなげるシステムが必要。
- ・本人の特性と環境との相互作用で社会的適応が変わりうることなどについて社会的認知を拡充していくために、発達障害について知る機会を増やし周知・理解を図る必要がある。また、発達障害児者の支援を行っている関係機関について一層周知していく必要がある。
- ・企業の人事担当者や就労支援機関職員等に対し、発達障害の理解と適切な支援の在り方について研修をするなど安心して働くことができる職場環境づくりを進める必要がある。
- ・高校・大学在学中に利用できる就労体験の場が必要。また、そのような場について、発達障害者自立生活支援プログラムと連携して展開できないか検討が必要。
- ・個別的教育支援計画について、就労先への引継ぎ、高校・大学での活用方法について検討する必要がある。
- ・発達障害者支援地域協議会において関係部局の連携を図りつつ、課題解決に向けた検討を行う。

## ○障害高齢

### 現状・問題点

- ・相談支援専門員と介護支援専門員との間での情報共有や連携強化、介護保険サービス事業所職員における障害特性の理解促進を図る必要がある。
- ・障害高齢者に特化した日中活動の場やグループホームの整備についての検討や障害高齢者の受け入れができる介護保険サービス事業所の整備についての検討が必要である。
- ・障害高齢者の方は、加齢により医療的な対応頻度が増加するが、通院支援や緊急時の医療的対応ができる社会資源が不足している。
- ・障害福祉サービスではサービス利用に係る自己負担が発生しない方でも介護保険サービスでは自己負担が発生することや障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行による環境の変化や両サービスの目的や内容が異なること等の理由から障害高齢者が障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が難しい。

### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

- ・障害高齢者支援に係る好事例等の発信や相談支援専門員と介護支援専門員間での情報共有等を行うことにより、障害者および高齢者支援に携わる者に対し両制度の理解促進を図り、障害高齢者のニーズに適したサービス提供体制の構築を図る。
- ・障害高齢者の住まいの場として、グループホームや施設以外の多様な居住の場のあり方を検討する。
- ・障害高齢者の相談やニーズに適切に対応し、安心して暮らすことができる支援体制を構築するために、自立支援協議会を通じ、市町や障害者相談支援事業所、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化を図る。
- ・障害高齢者に的確なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に努める。
- ・高齢者と障害児者をともに受け入れる「共生型サービス」や介護保険サービスの円滑な利用促進に向けた介護保険サービスの利用者負担の軽減策について、適切な運用に努める。

## ○スポーツ

### 現状・問題点

#### 1. 障害者スポーツ推進体制の整備

- ・障害のある方のスポーツの推進については、地域での機会拡大が重要であり、市町の障害者スポーツに関するイベントを把握したうえで、障がい者スポーツ指導員や総合型地域スポーツクラブなど地域スポーツを支える多様な組織との連携体制を築く必要がある。
- ・障害のある方のスポーツの推進において「県が実施する障害者スポーツ大会への参加者数」を指標としているが、スポーツの種目は多様であり、県大会では限られた種目しか実施できていないことや、日常的な指標ではないことから、適正な指標を設ける必要がある。
- ・滋賀県障害者スポーツ協会や県立障害者福祉センターを含む障害者スポーツ関係者と連携を行っているが、講習会の実施等では、指導員の有資格者は平成28年度309人のうち、教室やイベントなどで活動した者は102人であり、地域での活動の場の創出が必要である。

#### 2. スポーツ大会の実施・選手育成

- ・参加者が高齢化しており、減少傾向にあるため、若年層の参加者の掘り起こしが必要である。
- ・障害者スポーツの普及や選手の発掘・育成が少しずつ進んでいると言えるが、知的障害については、特別支援学校卒業後のスポーツ環境を整える必要があり、また身体障害については、選手発掘の必要がある。
- ・競技力向上に結び付けるには、競技団体との連携を深めるなど、障害者スポーツの指導者の確保が必要である。

#### 3. 参加機会の拡大

- ・障害のある方が身近な地域で日常的にスポーツに親しめるよう、さらに総合型地域スポーツクラブ等の関係団体と連携して環境整備を進める必要がある。

### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

#### 1. 障害者スポーツ推進体制の整備

- ・総合型地域スポーツクラブを地域の活動拠点と位置付け、障害者スポーツに取り組むクラブ数を増やす。
- ・地域で障がい者スポーツ指導員が活躍するために、滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会の地域に組織強化を図る。
- ・特別支援学校や障害のある人に関わる団体等と総合型地域スポーツクラブ、市町スポーツ推進委員会（協議会）をはじめとするスポーツ団体との連携、協働ができるよう取り組む。
- ・障がい者スポーツ指導員の動向を各市町に情報提供するとともに、滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会と連携し、地域で障がい者スポーツ指導員が活躍できるように取り組む。
- ・障害者のスポーツ実施率を調査し、指標とする。
- ・県内のスポーツ施設における障害のある人のスポーツ活動の実態を把握し、障害者スポーツ指導者の登録を進めるとともに、障害のある人が楽しくスポーツ活動に取り組めるよう指導者の養成に努める。

#### 2. スポーツ大会の実施・選手育成

- ・県障害者スポーツ協会等の関係団体とともに小・中・高等学校および特別支援学校などの協力を得ながら、選手の発掘・確保に取り組む。
- ・競技団体との連携を強化することで、障害のある方の競技水準の向上に取り組む。

### 3. 参加機会の拡大

- ・ 県民の障害に対する意識についての実態を把握し、障害理解を進めながら、スポーツ団体、特に障害者スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員と連携し、障害のある人もない人も、一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進する。
- ・ 障害者スポーツ団体と連携し、学校体育や部活動において障害のある児童・生徒がスポーツの楽しさに気づき、日常生活にスポーツが位置づけられるようにする。
- ・ 県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人が県民総スポーツの祭典などのイベントに気軽に参加できる環境を整える。
- ・ 障害者差別解消法に基づき、スポーツ施設等障害のある人を受け入れる側の意識の醸成や安全確保を含めた施設利用を促進する。

## ○地域生活支援

### 現状・問題点

- ・重症心身障害者の数は増えており、その中でも、医療的ケアが必要な方が増えている。また、生活介護でも重度の方が4割近くいる事業所があるなど、生活介護など日中支援の場で医療的ケアができる場所や人材が不足している。
- ・行動障害者への在宅支援（行動援護）が難しいので、地域で暮らしていけず、結果的に入所を考えないといけなくなる。強度行動障害の方をグループホームで受け入れるには、人材確保や育成の問題、また人材費の加算など運営上の問題がある。
- ・重心の方のグループホームについて、重心の方をケアできる看護師が不足している。また、世話人などの最低限の基準では重心の方を支援できないので、財政的支援など運営として成り立ちうる仕組みが必要。
- ・従事者研修について、利用者支援と兼ね合いもあり、研修に参加することが難しい事業所がある。
- ・行動障害の支援に困った場合、気軽に相談できる人がおらず、現場の支援者が孤立してしまうことがある。また、アドバイザーも孤立してしまうことがある。
- ・重症心身障害者や強度行動障害者の住まいの場の確保ができない。
- ・入所施設に空きがなく、本来の入所の機能、行動障害や医療的ケアの受皿になっていない。
- ・行動障害の人への支援として、家のハード面での整備補助、人材面でも充実させるような施策がないと家庭で破綻する人が出てきてしまう。

### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

- ・重症心身障害者は、直接的な医療的ケアがなくても、看護と医療の関係は非常に重要。医療と福祉、さらに、地域のかかりつけ医、3次機関、小児保健、びわこ学園などが連携し、重層的な支援をすることが重要。
- ・生活介護など日中支援の中でも医療的ケアができる場所や人を確保していく必要がある。
- ・重症心身障害者、行動障害などの専門機関を作る必要がある。専門機関での処遇と、作業所等の地域の事業所での重症心身障害者、行動障害者の受け止め、それらの事業所へのスーパーバイズを行う体系の整備が必要。
- ・障害者の状況が分かった時点で、早期に障害者とその支援者を支援するチームを結成する必要がある。そうすれば、重度化したときもすぐに入所とはならず、地域で暮らしていける。
- ・行動障害支援者への研修など、従事者研修について、研修を受講しやすくする方法の検討も含め、研修の充実が必要。
- ・中心的な支援者の養成や、チームとなる現場支援の連携のための研修、コンサルテーション、スーパーバイズなどの支援者支援などが必要。
- ・強度行動障害者に必要な住環境はどのようなものかということ、現場の支援者が話し合う場が必要。
- ・入所施設に空きがないので、グループホームを整備しないといけないが、重症心身障害者や強度行動障害者を受け入れたら、経営が成り立たない。経営が成り立つための仕組み、後押しが必要。また、重症心身障害者や行動障害のグループホームで何が必要か議論の場が必要。
- ・医療的ケアの少ない人はできるだけ地域でみられる仕組みが必要。グループホームの整備や、支援者の人材育成など。また、入所施設の現状把握（入所施設がバックアップ機能を有し、本当に重度の人を受け入れているかなど）や機能検討が必要。

## ○教育

### 現状・問題点

- ・「交流」の実態：通常の学級内における交流、特別支援学級の子どもが通常の学級で授業を受ける交流、特別支援学校から地域の学校への居住地交流がある。また、学校同士や学校と地元自治会等との交流など、地域と学校との交流の機会も持たれている。交流学习について、質を高めるための研修や相談できる場所の確保が必要。通級指導教室の一層の整備が必要。
- ・総合教育センターでは、校種を超えた交流と、当事者を中心に据えた研修を実施。
- ・インクルーシブ教育システムが構築された姿のイメージができていく。
- ・学びの場については、見学や体験など、保護者への情報提供の上で選択できるようになってきた。就学相談の場では特別支援学校、支援学級の在籍者数が全国平均に比して多いという数字が先行しがちだが、子どもの力を発揮できる場を選択することが大切と感じている。
- ・地域の学童保育を希望するが、支援の提供が困難で受け入れできないと言われた例もある。
- ・医療的ケアの質が重度化している中、地域の学校への看護師配置や支援ノウハウの蓄積などは十分ではなく、環境が整っているとは言えない。
- ・児童養護施設近隣の学校との交流は様々な形で実施している。短期入所については全県から利用があり、情報共有や支援の検討をしっかりとしたい。
- ・子どもたちからのインクルーシブ。地域で、子ども同士で関わっていくことが大切。その延長にインクルーシブな社会があるのでは。
- ・教育、福祉が互いの現場の違いや取組を知ることが必要ではないか。教育から福祉の連携、情報共有の中身の充実が必要だ。
- ・インクルーシブ教育システムには、工夫や配慮が大切。教員の研修を。
- ・個別の教育支援計画は、学校、家庭、地域の場で、その人の生活の質を少しでも高めることができるよう、保護者と協働して作成していくものだが、個別の指導計画に比べ教育支援計画の作成率がまだ十分とは言えない。
- ・本人・保護者の願いにより就学後、試行錯誤を重ね、学校全体で合理的配慮の提供に向けて動くことができた事例もあるように、地域の学校への就学を選択される例が増えているが、一方で学校の支援者にノウハウや経験のないことが増えている。多様な学びの場における教育や支援のため、支援員の配置や合理的配慮の充実が必要。
- ・インクルーシブ教育の目的は共生社会の形成にあり、共に育つ（学ぶ）ということと、本人の自立の2つが重要。インクルーシブ教育についてのイメージを共有する必要がある。

### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

- ・子どもの力を発揮できる交流の場づくり
- ・多様な学びの場における指導・支援の充実と環境整備を図る。
- ・放課後デイサービス、放課後児童クラブ等、地域での支援との連携を図る。
- ・特別支援学級等、個に応じた指導、支援を提供するための教員の専門性の向上を図る。
- ・合理的配慮を提供できる基礎的環境整備に引き続き取り組む。
- ・発達障害の特性を理解し、必要な合理的配慮の提供ができるよう、外部人材の整備が必要。
- ・放課後デイサービスや入所施設等と学校との必要な情報の共有により連携した支援を図る。
- ・個別の教育支援計画の作成、活用、引継ぎにおいて、教育、福祉、保健、労働との関係機関の連携を図る。
- ・「インクルーシブ教育」の目指す姿を共有し、「滋賀の目指す特別支援教育ビジョン」に基づく取組を進める。

## ○障害児支援

### 現状・問題点

- ・ 集団の中での指導を主とする事業所が多く、個別支援が必要な子どもの居場所が不足している。
- ・ 増加する医療的ケア児へのサービス提供体制が十分でない。
- ・ 虐待、家庭内暴力等の発生時における児童の保護先が不足している。特に、就学前の障害のある子どもに対応できる保護先が限られている。
- ・ 障害児相談支援事業所などの社会的資源が不足している。
- ・ 障害児から者へ切れ目なくつなぐ支援体制が十分でない。
- ・ 児童養護施設等に入所する障害のある子どもが増えており、支援体制が十分でない。
- ・ 各事業所をつなぐコーディネート機能を持つ機関が明確でなく、事業所間の連携が十分でない。
- ・ 児童発達支援センターは非常勤職員の構成比が高く、人員の交替が多いことから、療育の質の向上が図りづらい。また、この状況下では、国の想定するような児童発達支援センターが保育所等訪問支援を行うことは、財政的支援がないと難しい。
- ・ 放課後等デイサービスは、保護者にとって単なる預かりの場となっているところがあり、質よりも量を求められる傾向があり、子どもの最善が優先されているかわからない。
- ・ 育休後の職場復帰等に伴い、親がサービスに頼りがちになり、自分の子どもを支援する力をつけてもらえない。
- ・ 学校における個別教育支援計画と放課後等デイサービス事業所における個別支援計画が別々に作成されるため、一貫性のある支援が行えていないなど教育との連携が十分でない。
- ・ 親が子どもの生活を丸抱えしているため、親亡き後に向けた子どもの生活が準備できていないケースがある。
- ・ 相談支援事業所は、利用計画をつくるのが目的となっており、本来求められているはずのライフステージに応じたコーディネートができていない。また、相談支援事業所が支援に関わるタイミングが遅く、母子保健との連携も十分でなく生活面の支援に課題がある。

### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

- ・ 障害児入所施設だけでなく、児童養護施設等に入所等している障害のある子どもに対する支援が必要。
- ・ 障害児相談支援事業所が保有している事業所間や事業所と学校などで行う支援を総合的にコーディネートする機能を強化する必要がある。
- ・ 障害のある子どもとその家族を取り巻く様々な社会的資源を、ライフステージに応じてコーディネートする機能を強化する必要がある。
- ・ 親など保護者が自分の子どもをよく知り、子どもの成長とともに適切な進路選択等をできるよう親育てが必要。
- ・ 事業所の質の向上を図る必要がある。



## ○文化・芸術

### 現状・問題点

#### 1. 障害のある人の文化芸術活動の推進

- ・造形活動のすそ野を広げるための公募展だが、アールブリュットという言葉が持つ意味と障害者の造形作品が同一のものとしてとらえられていることと、2次審査をクリアしたものの中から優秀作品が選ばれることから、ハードルが高くなり、気軽に応募できない。
- ・「ぴかっ to アート展」を含め公募展で、作者ご本人でも応募できることを条件にあげておられることが多いと思うが、公募書類を作成する際、ご本人が理解しにくい表記や表現が多い。
- ・毎年応募が恒例になっており、ぴかっ to アート展へは、メンバーと一緒に鑑賞に出かけることが定着し、楽しみの一つとなっている。湖北展が開かれるようになったのは良いと思う。

#### 2. 造形活動を支える仕組みづくり

- ・著作権の研修は勉強になっている。「障害のある人の造形活動支援ハンドブック」や県ホームページを活用させていただき、法人で取扱規定・合意書・承諾書の作成をした。まだまだ権利の意識や理解を広める努力が必要。法人内でも造形活動担当以外の職員は興味がない。
- ・アイサを開設して6年目に入り、相談活動回数は年々増えている。
- ・アイサで行っている権利保護研修会では、「著作権等保護のためのガイドライン」をもとに作品取扱規程の作成を行うグループワークなどを行ってきた。県が今年3月に障害福祉施設に実施した調査では、作品取扱規程を整備したと回答した障害福祉施設は、16事業所あり、平成26年度と同調査の6事業所という結果から10か所も増えている。

#### 3. 表現活動の場の拡大

- ・ワークショップが各圏域に広がることはとても有意義だが、運営は人件費など経費を要するので存続が大変である。参加者から500円集めて日中一時として活動している。
- ・色々な施設が集まって法人の枠を超えて活動しているが、支援員は有給をとってボランティアで参加しており、事故などが起こった場合が不安。参加者には不安な人は自分でヘルパーをつけてもらっている。参加者から1回1,000円徴収して実施。存続していけるか不安。
- ・職員が活動を支援しても、利用者よりさきに飽きてしまう。職員が変化を求めても利用者がついていけない場合がある。
- ・昨年度は、障害者と演奏家・ダンサーが協働した活動プログラムの開発ワークショップを10回、障害児との打楽器演奏ワークショップを通じた登録アーティストの人材育成研修を9回、高齢者を対象としたワークショップ13回を実施し、成果報告会の開催、記録映像の撮影、報告書の作成によって支援ノウハウの共有をした。

#### 4. アール・ブリュットの振興

- ・アールブリュットという言葉が必ずしもすべての人に受け入れられているとは限らないため、そもそもそこから検討する必要があるのではないではないか。アール・ブリュットと言われるだけで引いてしまう人たちがいる。日本財団もアール・ブリュットという言葉を使わなくなった。
- ・ふらっと美の間やアール・ブリュットガイドブック、アール・ブリュット映像コンテンツについては、どのような配布や活用を行っているのか、それらについて効果はどのように確認されているのかを伺いたい。(製作することを実績とするのではなく、作ったものをどう活かすかを目標にするほうが良い。)アール・ブリュットの魅力発信や振興は大切だが、どのような方法が効果的なのかを検討したい。

## 5. 東京オリンピック・パラリンピックに向けての障害者芸術・文化活動の振興

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けて、全国的に文化事業も活発に行われるなかで、障害のある人の美術や舞台表現なども大きな注目を集めることになる。滋賀県は障害福祉施設のなかで造形活動や身体表現などのパフォーマンス、音楽、演劇などが長年にわたって取り組まれてきた歴史があり、それらは全国や海外でも発表されている。今後も県全体で障害者の芸術文化活動の気運を高めていけるように取り組むべきであるし、全国的にみても先駆的な滋賀県の取り組みについて広くアピールしていくべきと思う。
- ・ナント市との2017 ジャパン×ナントプロジェクトでは、障害者の文化芸術国際交流事業だが、フランス側の提案で、障害のある人のパフォーマンスに取り組む自治体のPRを行うブースが設置されることになり、副的な効果が生まれている。障害のある人のためだけでなく滋賀県のことを全国や海外に発信することに繋がっている。

## 6. その他

- ・アール・ブリュットなどの呼び名はどうでもいいのではないかと。根本が障害のある人をよくしようという思いがあれば、呼び名にこだわる必要はない。
- ・国際交流で障害者芸術や文化活動の振興を図ることは好ましいことと思うが、障害者の方だけでは成り立たないことが多く、それに伴う支援者も確保出来て、障害のある方が安心して取り組めるような仕組みが必要。
- ・以前「滋賀の造形を語る」に参加させていただいた時、元一麦寮寮長 吉永太市氏より伺ったお話が印象に残っている。「豊かな生活を送ることが大切」「その人の精いっぱい作品であればよい」「まねができない」「障害者の周りがかわれば変わっていく」「共感する以外に何もない」「一緒に体験する」・・・ 日常の関わりや関係性、環境や体験等、一人の人間として当たり前前に大切なことを改めて心に刻み納得した思いがある。また、その座談会でやまなみ工房施設長は「土と色で学んだことが多い」と言われました。緻密な作品も良いが、棒のような作品でも心を引き人が集まる存在感がある作品もある。土と色はアール・ブリュットとは繋がらないと思っていると吉永氏は言われていたが、滋賀発信のものなので新生美術館の整備を機会に、「土と色」も滋賀で開催されることを希望したい。

## 問題解決に向けた取組・取組の方向性

### 1. 障害のある人の文化芸術活動の推進

- ・継続することで来場者を増やし、障害のある人の作品から伝えたいことを感じ取ってもらうことが必要である。
- ・作品を一般の人たちに知っていただくために、目に留まりやすい場所や興味関心をもっていただく機会となる工夫が必要。

### 2. 造形活動を支える仕組みづくり

- ・厚生労働省の補助事業で「障害者の芸術文化活動普及支援事業（昨年度までは障害者の芸術活動支援モデル事業として3年間実施）」類似した事業が取り組まれているが、事業の内容はアイサやNO-MAで過去に取り組んできたものがモデルとなっていることは明らかである。国の事業とはなっていない、次年度以降は、都道府県による事業費負担がとめられていることや国の事業の枠組みがもし無くなってしまったとしても継続して取り組むべき事業であるため滋賀県のプランとしてもしっかり書き込んで取り組むべきだと思う。
- ・厚労省の芸術文化活動普及支援事業では、全国24の団体が事業を行っているが、それらの都道府県をみても、これほど権利保護に関する取り組みが進んでいるところはなく、滋賀県が5年前からいち早く県レベルでの取り組みを始めた成果だと思うので継続すべき。

### 3. 表現活動の場の拡大

- ・昨年開催した糸賀一雄記念賞第十五回音楽祭には県内外から 512 名が来場した。開催にあたってはウェブサイトを作成し、県内の表現活動の情報を発信した。県内外にさらなる発信をするため、効果的な情報発信の方法を検討し、今後も継続的な情報発信を行うことが必要である。

### 4. アール・ブリュットの振興

- ・すべての人が参加できる展覧会をやるべき。
- ・新生美術館でアール・ブリュットの収蔵、研究、発信が行われるにあたり、東京オリンピック・パラリンピックの時期とも重なるので、滋賀県のこれまでの取り組みを県外にアピールできるような事業が展開されることを期待している。

### 5. 東京オリンピック・パラリンピックに向けての障害者芸術・文化活動の振興

- ・国際交流で障害者芸術や文化活動の振興を図ることは好ましいことと思うが、障害者の方だけでは成り立たないことが多く、それに伴う支援者も確保出来て、障害のある方が安心して取り組めるような仕組みが必要。

### 6. その他

- ・障害者の造形活動に携わる方々は、それぞれ独自の思想を持って取り組まれている方が多いと思う。そこから生み出された作品を県として一つの作品展にそれらのすべての方が出店できる環境を作ってみるのも一つ。考え方の違いや思いの違いで、それぞれがばらばらに作品展をするよりも、それぞれの思いをテーマにしてコラボ作品展にすると、障害者の造形への取り組みの奥深さも知ってもらえるのではないかな。
- ・コミュニケーションツールのない人たちの唯一の表現する手段。言葉で自分を表現しにくい障害者が思いを表現できる分野は数少ないので、広げていていただきたい。作品が展示される、舞台上に立つなどの晴れ舞台は一生に一度にそうないのでとても有意義である。

## ○就労

### 現状・問題点

1. 就労移行支援事業所の機能強化による一般就労への移行支援
  - ・就労移行支援事業の近年の状況は、利用者の減少により事業の存続に苦慮する事業所や事業を廃止する事業所が増えてきている。
  - ・研修について、受講が加算の要件となっているかどうかにより受講者数が大きく変化する。
  - ・相談の職員が職業評価能力を持っていてもアセスメントを行うのは移行支援事業所となるため、適性を相談事業所が判断しても実質的な決定権がないため矛盾しているように思う。
  - ・移行支援員の資質は大きな問題。知識不足、経験不足が否めない。
2. 知的障害のある人の職域拡大
  - ・介護だけではなく、メンテナンスや接客等への職域拡大に向け、当事者への研修や雇用する側との協働の取り組みを進めていくことが求められる。
3. 就労の実現に向けた教育の推進
  - ・仕事検定など技術的な作業学習の充実は否定するものではないが、実際に社会に出て必要となる対人スキルや生活との連動について、入社してから躓いて離職となる事例も少なくない。
  - ・特別支援学校の生徒に就職以外の選択肢がないことも問題と感じる。
4. 障害者雇用についての理解の促進
  - ・制度のなかには非常に有効な施策もあるが、支援者側は知っていても企業への周知が弱いと感じている。
  - ・企業によっては、障害者雇用に対して積極的な企業とそうでない企業とが二極化している状況にある。
  - ・サービスの利用者の中には就職したいと言えない人たちも多く、そこに社会とのミスマッチが起こっている。
  - ・一般企業の障害者就労の理解に関してはだんだん進んできたように感じるが、まだまだ企業と個人の点と点のつながりであり、社会と福祉といった、面と面のつながりを作っていくことが必要。
  - ・女性活躍、若者雇用の企業に対しての評価は高いが、障害者雇用に対しての評価は位置づけが低い。
  - ・障害のある方と接したことの少ない企業が圧倒的に多い。
5. 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実
  - ・地域全体で障害者の就労を支える仕組みが必要である。
  - ・来年度から定着支援が始まるが、就労系サービスを経由した人しかサービスの算定対象にならないのはなぜか。
6. 障害者雇用への理解や受入れのための環境整備の促進
  - ・成功例をしっかりと情報発信すること。また課題も出し合い修正・改善することが必要。
7. 就労に向けた教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実
  - ・障害者雇用促進検討会があるが福祉側からはなかなか検討内容が見えない。
8. 福祉的就労における就労収入の向上
  - ・工賃向上は必要であるが、社会の認識が障害のある人の働く場は作業所であるという固定概念に繋がらないよう注意が必要。
  - ・工賃アップを図ることは大切だが、反して本来の役割である企業就労出来る人の抱え込みも散見する。

## 9. 障害者優先調達の推進

- ・作業所というだけで優先的に仕事が発注される、また発注する側も法律があるから仕方なく発注する優先調達にならないようにする仕組みが重要。
- ・障害者事業所が優先調達することで障害者雇用をしている民間企業の仕事が減少するという状況がある。

## 10. その他

- ・滋賀の先進事例の社会的事業所についての評価や今後の在り方を提言できないものか。
- ・施設外就労という形ではなく、企業の中で障害者の方が働く環境をつくるためには、福祉事業所側だけでなく企業にとってもメリットが働くような仕組みとして打ち出さないと広がっていかない。
- ・障害者だから訓練をしないといけないという福祉側の認識も変えていかないといけないのではないか。
- ・身体障害者の方については通勤手段の課題（ハード面）が大きい場合がある。

## 問題解決に向けた取組・取組の方向性

### 1. 就労移行支援事業所の機能の活用・柔軟な支援の選択による一般就労移行の促進

- ・就労支援関係研修修了加算の要件にできないか。
- ・就労移行支援事業所で、移行実績のない事業所が約3割あるが、その事業所に対して移行できない理由や課題などを調査して改善策を検討すべき。
- ・移行支援事業所の機能がどこに重みがあるのかを見直す機会では。
- ・専門職等と連携し、現状に合わせた質の向上を図っていく必要がある。

### 2. 知的障害のある人の職域拡大

- ・雇用している事業所の紹介やノウハウを公開することで、未雇用事業所への啓発になる。
- ・今後は、農福連携のような他分野にわたるキャリアアップを検討し、有効求人倍率の特に高い業種に対してアプローチをしていけばどうか。
- ・官公庁や企業の中に、障害者の方が働く場をつくることで、障害者理解が進むのでは。

### 3. 就労の実現に向けた教育の推進

- ・しごと検定やしごと応援団を教育（学校）のみで完結させる事業にするのではなく、労働施策の技能競技会や福祉施策の就労系サービス事業所との連携、一層の企業との連携を検討していく必要があるのではないか。

### 4. 障害者雇用についての理解の促進

- ・障害のある人の職場体験や実習などについて、経営者団体とともに受入企業を増やしていく取組が必要。
- ・障害者雇用をしている企業のアピールや企業に対するメリットのある施策を考える必要がある。
- ・東近江地域では、働き暮らし応援センターと移行支援事業所、行政、養護学校の進路担当者などが連携し、障害者雇用をしている企業を招いた勉強会や、障害者雇用している企業への見学会などを開催している。
- ・経済団体、企業団体に対して障害者雇用の理解を働きかけていく必要がある。
- ・学校の職場体験のようなものを増やしてはどうか。
- ・障害のある方と接したことのない企業が圧倒的に多い。障害者の方と接する場を制度として作れないか。
- ・障害者雇用を啓発するという事と、障害のある方の「働く」を啓発することの整理をしておくべき。

### 5. 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

- ・来年度からできる「就労定着支援事業」を担う事業所とも十分な連携が必要である。就労移行支援事業所が少

ない圏域においては、働き暮らし応援センターがこの事業を担うという特例を認めてはどうか。

- ・障害特性は様々であり、ひとくくりにしての支援はむずかしい。働き暮らし応援センターに専門職を配置するなどの検討ができないか。

#### 6. 障害者雇用への理解や受入れのための環境整備の促進

- ・社会的事業所が有する支援技術を活用し、企業への支援ができないか。
- ・障害特性を活かし、人材活用して雇用している企業の周知が必要。
- ・障害者雇用に関する事例を動画などで紹介できないか。

#### 7. 就労移行支援事業所等の機能強化

- ・職業評価については、就労移行支援事業所に限らず、働き・暮らし応援センターなどが計画相談として評価していく仕組みを作るべきではないか。

#### 8. 就労に向けた教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実

- ・経営者団体、経済団体との協働、連携が一層不可欠。業界別団体との連携も必要。
- ・養護学校だけではなく、一般高校に通う生徒の支援で、就労支援関係者との連携が必要。

#### 9. 就労に向けた訓練・実習の場の確保

- ・在宅就労を進める上で求められる専門的知識・スキル（CAD、WEB開発、プログラミング、デザイン等）の習得が必要であり、既存の職業訓練校や企業との連携等による支援が検討できるのではないか。
- ・福祉で就労定着を支えるのではなく、企業の雇用管理のもとで定着支援を促進するため、企業在籍型ジョブコーチの研修受講者の増加が必要。

#### 10. 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援

- ・病院のMSWや患者支援センター、難病支援センター、難病の方の作業所等と就労支援機関の一層の情報共有が必要。
- ・医療やリハビリ提供機関と就労支援や福祉との繋がり強化。
- ・一般高校に在籍している生徒の進路支援ならびに大学のキャリアセンター(就職課)との情報共有、連携の促進。

#### 11. 福祉的就労における就労収入の向上

- ・目標工賃達成指導員配置加算の見直し。
- ・障害者の仕事おこしについては、各事業所の地元で中小企業とタイアップできないか。

#### 12. 障害者優先調達の推進

- ・ナイスハート物品購入制度による「障害者雇用促進事業者」のことをもっと広く宣伝できないものか。
- ・官公需の優先調達についても障害者を積極的に雇用している地元の企業が、障害者施設というだけで仕事を奪われてしまうような事例もあるのでそこについてもバランスを考えないといけない。

#### 13. その他

- ・精神障害者は中途障害の方がほとんどで、サービスを使わなくても社会で働ける方が多くいる。そういった方についてはしっかりと支援者が理解をして定着できる仕組みづくりが必要。
- ・障害だけでなく、引きこもり等の方の働き方・就労も分析していく必要がある。

## ○情報コミュニケーション

### 現状・問題点

#### 1. 普段の日常生活や社会生活上

- ・近所での会議、活動で置き去りになる。外出までに期間、時間を要する。
- ・一般的に情報は視覚からの情報が8割～9割を占め、例えば、家屋の周囲の状況がわからないなど、生活全般に障害が生じる。
- ・点字、データ、音訳資料が少ない。ガイドサポート（代読、移動）がない。
- ・働く場が限られている。また試験すら受けられないことがある。職場や職場内のガイドがない。
- ・共に活動してくれる人材が少ない。
- ・視覚障害は全て全盲としてロービジョンの理解が得られない。危険な場所が多い。
- ・同行援護制度に不備が多い（例：仕事に行くときや親の介護に行くときに利用できない）
- ・外出先でのトイレ、信号機、誘導リンなどの不足。施設等のガイドの不足。
- ・視覚障害に関する福祉サービスのことや生活の困りごと等に対する相談窓口が少ない。
- ・点字ブロックの普及は進んでいるが、階段などについて音で知らせる表示機能が不足している。
- ・聾話学校は他府県に比べ情報保障に関する施設設備が不足している。
- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティを向上させるため、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行うなど環境整備を図ることが重要。
- ・社会的障壁の除去に向けた各種の取組を一層推進していくことが重要。
- ・現行プランの用語解説に、「アクセシビリティ」が記載されていないなど、情報コミュニケーションに関する解説が不足している。
- ・例えば、音声機能障害者がクレジットカードを紛失したとき、会社に紛失の連絡をするが、本人は声を発することができないにもかかわらず、会社は本人でないと受け付けてくれないときがある。バリアフリー法の影響により、今まではハード面の整備が中心であったが、今後はソフト面の取組が重要。
- ・わかりやすく説明するなど、聞くだけでなく発信するための環境づくりが重要。
- ・琵琶湖博物館には字幕がなく、また手話もないなど滋賀県は観光面での情報保障が不足している。例えば広島原爆資料館では、ボタンを押せば手話の画面が出てくるようになっており、また字幕も用意されている。
- ・ホテルによっては、字幕表示のボタンがないリモコンが配置されている。
- ・コミュニケーションは受信と発信により成立するが、聴覚障害者の中でも中途失聴者や先天性難聴者、加齢による難聴者などの多くは、音声言語としての日本語で発信することが可能である一方、受信には工夫が必要である。社会全体の理解が不足しており、残存聴力を活用出来る環境づくり、視覚情報の活用を促すための体制、この2点に関する合理的配慮への取り組みが遅れているのが現状。
- ・まずは一番重度の方（例：盲ろう者）にあわせた取組を進めていく必要がある。
- ・一方で、ろうあ者、難聴者という括りだけではなく、高齢で聞こえにくくなった人のことも考慮し施策を考えることも重要。

#### 2. 緊急時

- ・先の展望や見通し、何をすべきかなど避難所での説明が不十分なことがあり、精神的に孤立する。
- ・東日本大震災における障害者の死亡率は、健常者の約2倍であった。また、その中でも聴覚障害者の方の死亡率が特に高かった。つまり、情報が遅れると死亡につながる可能性が高いとい現状がある。
- ・鳥取県では、各所属に手話の推進員が配置されていたり、所属で勉強もされている。災害時にこうした取組が活きるのではないかな。
- ・トイレの問題が一番困るのが現状。

- ・災害時のマニュアルについては、作成済み。それを適切に行使できるかが課題。
- ・補聴器や人工内耳の電池が不足したことがあった（充電式は不可）。
- ・意思疎通が図りにくい聴覚障害者は、避難所では何をしてもよいか分からず、また身の置き場もなく、無気力状態に陥りやすい。
- ・スマートフォンやタブレット、パソコン等による情報支援を受ける場合においても、電波が正常に作動しなければ、その時点では使い物にならない。
- ・困ったときなどに連絡を取る手段が、ボタンを押してブザーが鳴り、その後にスピーカーとマイクを使った音声のみで連絡を取り合う場合は、難聴者等には馴染まない。

## 問題解決に向けた取組・取組の方向性

### 1. 普段の日常生活や社会生活上

- ・聴覚障害の状態にあわせたコミュニケーション手段（音声、手話、文字等）の選択と活用
- ・「自由なコミュニケーション」を通して学ぶことが出来る集団保障、精神的安定の場作り
- ・目で見てわかる学校（例：ディスプレイで情報が流れる等）など教室環境の整備。
- ・保有する聴覚が活用できる施設や環境の整備。  
例1：チャイムや校内放送の可視化  
例2：FM、デジタルワイヤレス補聴システムの使用、集団補聴システムの整備、雑音軽減のための整備、電子黒板、UD トーク、タブレット、デジタル教材コミュニケーション
- ・情報を公開する際、パブリックコメントなどを行う際に、障害特性に配慮した適切な情報保障を実施するなど、社会のあらゆる場面における情報アクセシビリティの向上を進める。
- ・社会的障壁の除去に向けた各種取組の一層の推進。
- ・事業者や県民一般の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を推進する必要がある。
- ・アクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を支援する必要がある。
- ・残存聴力を活用出来る環境づくりについて  
補聴器、人工内耳に対応した補聴援助システム（ヒアリングループ、赤外線補聴、FM補聴等）を、まずは県・市町の施設から積極的に取り入れていくことが重要。
- ・視覚情報を活用するための体制について  
読話、筆談、身振り、手話などの他、要約筆記・字幕・音声認識システム、テレビ電話、遠隔文字通訳システム等の充実に向けた社会資本の構築、教育面ではインクルーシブ教育の推進（子どもへの理解促進）やそれに伴う県・市町における予算の増額が望まれる。
- ・病院等の受付では、ほとんどといってよいほどマスクをつけている。読唇を必要とする難聴者は、話の内容を理解するのに大変な思いをしている。話せても聞こえない難聴者への応答指導など、病院、公機関などで実施していただければありがたい。
- ・情報保障に対する設営は主催者側には負担が大きく、主要施設に、要約筆記器具や磁気誘導ループなど常設してもらえればと思う。新しい施設には、磁器ループを床に埋め込む対策を履行し、難聴者の会議参加を可能とする、ワイヤレストークの理解と設置も検討いただきたい。
- ・法律や条令により障害者差別等、人権問題の対応を促進する。
- ・企業や学校への障害者差別解消法の啓発。
- ・筆談マーク、手話マーク、耳マークの理解促進を図ることで、心のバリアフリーが進むのではないかな。



## 2. 緊急時

- ・「こういう風にしてください」「ここに書いてあるとおり」というような説明ではなく、視覚障害者でもわかる説明がなされるようにしてほしい。また、避難所全体の説明（トイレの場所、建物の設計、注意事項等）がなされるようにしてほしい。
- ・避難所において要約筆記者・手話通訳者の配備が必要不可欠。
- ・補聴器用電池の十分な備蓄が必要であり、耳の中を衛生的に保つためにも保険医療分野での環境整備が必要。
- ・滋賀県は原発からの対応も想定した対応を考える必要がある。
- ・災害時、どのような情報保障が必要か、どのような手段で行うか、どのようなシステムで行うか、不十分な部分の整備のために必要なことの整理と実行計画等再度整理が必要。
- ・要配慮者の把握と対応方法を事前に考えておく必要がある。

## ○地域包括ケアシステム・相談支援

### 現状・問題点

- ・相談支援専門員が足りない。常に人材不足。研修を実施し、相談支援専門員を養成はしているが、定着率が低い（研修受講者が相談支援専門員の業務に就いていない）。
- ・大きな法人や事業所でたくさん相談支援専門員がいれば、ベテランが若手を人材育成することもできるが、事業所で1人で相談支援専門員として業務に就いている人も多く、そういった人の人材育成ができていない。
- ・報酬単価が低く、1人の相談支援専門員がたくさんのケースを担当しないといけなくなるため、1つのケースに時間をかけられず、相談支援の質が低くなる。
- ・困難事例に対応するだけの相談支援ができない。
- ・地域福祉は学区単位であるが、障害は単位が異なるので、地域包括ケアシステムを進める場合、地域福祉と地域の単位を調整する必要がある。

### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

- ・定着率の実態を調査し、定着率が低い原因を究明する必要がある。  
相談支援専門員の大変さにばかりスポットが当たり、相談支専門員になりたい人が少ない。相談支援の良さや楽しさを伝えられていないので、そのあたりの研修を実施する。
- ・地域で相談支援専門員のフォローアップできる体制をしっかりと作る。  
基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が、相談支援専門員のフォローアップをしっかりとできる体制をつくる。
- ・報酬単価の改善が必要。  
困難事例を地域で支える。障害者だからといって、障害分野だけでなく、みんなで考える。多職種連携。相談支援専門員が、医療機関などいろんな職種と手をつないで、相談支援をしていくことが必要。
- ・地域包括ケアシステムを進めるに当たり、障害の地域単位を検討する必要がある。

## ○精神障害

### 現状・問題点

- ・地域移行、地域定着の充実に向けて精神科医療機関と地域支援機関との連携体制の構築に向けて取り組む中、地域包括の視点による多分野の関係機関との連携や地域住民等との横つなぎの地域づくりが重要となっている。
- ・民生委員すべてではないが精神障害を理解していない場合や地域に精神障害者がいることを把握していないことがある。
- ・医療と福祉の連携が重要である。
- ・社会的入院患者の退院を促進するためには、地域生活の受け皿となるグループホームなど退院後の住まいの確保や日中活動の場が必要である。
- ・住まいの場として公営住宅を優先的に入居することはできないか。
- ・精神障害者は、その障害の特性から、安定した就労が困難な場合も少なくないことから、企業や県民の精神疾患に対する理解の促進や、雇用機会の拡大また就労定着のための体制の強化など取り組みの更なる充実が必要である。
- ・県内の精神科医療機関がそれぞれの医療機能を明確化し、機能分担するとともに、必要に応じて連携体制をとることが望まれる。
- ・これまでの治療や支援では対応困難な疾患や障害への専門医療が求められており、児童思春期精神疾患や高次脳機能障害に対応できる医療機関の整備、アルコール・薬物等の依存症治療の拠点医療機関の整備、災害派遣精神医療チームの整備等が課題となっている
- ・医療機能の明確化および機能分担について、どのように決めるのかよく検討する必要がある。
- ・医療機能等に地域差がある。

### 問題解決に向けた取組・取組の方向性

1. 地域精神保健福祉活動の充実と地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築
  - ・本人の意思の尊重と、ICF の基本的考え方を踏まえながら、多職種協働による支援体制の構築
  - ・精神障害者の家族や自助グループなどの支援者に対する支援
  - ・各二次保健医療圏に設置する保健所では、福祉事務所や相談支援事業所などと連携し、精神疾患に関する啓発や相談、未治療者や治療中断者に対する訪問や受診支援、地域の自助グループに対する協力や家族支援など、精神障害者の地域移行や地域生活を支援
  - ・精神保健福祉センターは、県の精神保健福祉の中核的な機関として、より専門的な相談や人材養成、保健所等に対する技術支援
2. 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
  - ・多様な精神疾患等ごとに患者に応じた質の高い精神科医療を提供できる体制の構築
  - ・多様な精神疾患等ごとに病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進するための体制の構築